

長野県養親希望者手数料軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養子縁組により養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）が、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下「民間あっせん機関」という。）に申し込みをして養親となる場合に、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払う手数料の一部を補助することにより、特別養子縁組のさらなる促進を図るため、予算の範囲内において、長野県養親希望者手数料軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、民間あっせん機関に対して手数料を支払い、養親になろうとすることとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす養親希望者とする。

- (1) 長野県内に在住していること。
- (2) 民間あっせん機関との契約に基づいて養子縁組のあっせんを受け、縁組成立前養育を開始していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が民間あっせん機関に対して手数料として支払った経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、1人又は1世帯あたり600,000円を上限とし、上限額と補助対象経費とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請手続き等)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、長野県養親希望者手数料軽減事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は次のとおりとする。

(1) 長野県養親希望者手数料軽減事業補助金 所要額調書(別紙1)

(2) 養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書(別紙2)

3 前2項の規定による申請書等の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、申請者へ通知するものとする。補助金の交付を決定しない場合は書面により、申請者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、第6条に規定する手続きに準じて、長野県養親希望者手数料軽減事業補助金変更承認申請書(様式第2号)により行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の変更交付決定を行い、申請者へ通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県養親希望者手数料軽減事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 長野県養親希望者手数料軽減事業補助金 精算額調書(別紙1)

(2) 養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書(別紙2)

(3) 支出の根拠が確認できる領収書等の写し

3 前2項の規定による書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の知事が別に定める日までとする。

(補助金の返還)

第 11 条 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について別に定める期限までに県に返還させるものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。